

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 六
- 漁業災害補償法による届出に係る特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件 六
- 土地改良事業計画を変更することとを適当と決定した件 六
- 土地改良法により換地処分をした件二件 六
- 土地改良法により換地計画を適当と決定した件四件 六
- 土地収用法により収用又は使用の手続が開始される件 六
- 道路の区域を変更する件二件 六
- 道路の供用を開始する件二件 六
- 福島県収入証紙の売りさばき人と

して指定した件 六

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 六
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 七
- 一般競争入札を行う件二件 七
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 七
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 七
- 福島県病院局 七
- 平成二十年年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件 七
- 福島県選挙管理委員会 七
- 不在者投票のできる施設として指定した件 七

告 示

福島県告示第八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年二月八日から同年六月九日まで福島県商工労働部商工総

務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮) ケーズデンキ新会津若松本店 会津若松市町北町大字藤室字道下八十四一
ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社デンコードー
代表者の氏名 代表取締役 井上 元延
住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号
2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社デンコードー
代表者の氏名 代表取締役 井上 元延
住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年九月二十六日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千九百四十三平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 三百六台

2 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 四十台

3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 三百六十七平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 六十二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前十時
(二) 閉店時刻 午後九時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 四か所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午後五時まで

七 届出年月日
平成二十年一月二十五日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百十八号)第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の第二第三項の規定による発起人東胞男ほか一名からの平成二十年一月二十一日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平
(生産流通領域水産グループ)

福島県告示第八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八十一条の規定により、安積疏水土地改良区が久留米地区基盤整備促進事業(農業用排水施設)に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年二月十二日から
同 年三月三日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

郡山市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二第九項の規定により、平成二十年二月一日天満地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二第九項の規定により、平成二十年二月一日戸屋南地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十二条の第二第一項の規定により、佐藤正雄ほか二十六人が共同して行っている袖原地区の区画整理事業に係る袖原換地区の換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年二月十二日から
同 年三月三日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

田村市役所

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十二条の第二第一項の規定により、佐藤正雄ほか二十六人が共同して行っている袖原地区の区画整理事業に係る丸森換地区の換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年二月十二日から
同 年三月三日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所
田村市役所

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、佐藤正雄ほか二十六人が共同して行っている袖原地区の区画整理事業に係る馬喰前換地区の換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年二月十二日から
同 年三月三日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

田村市役所

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四で準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、田村市の芦坂地区の区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年二月十二日から
同 年三月三日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

田村市常葉行政局

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第九十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定により収用又は使用の手続が開始されるので、次のとおり告示する。
平成二十年二月八日

一 起業者の名称
福島県

二 事業の種類

県道矢吹小野線改築工事(地域高規格道路「福島空港・あぶくま南道路」・福島県石川郡玉川村大字吉五駄刈地内から同郡平田村大字下蓬田字空釜地内まで)並びにこれに伴う県道、町道、村道、農業用道路及び準用河川付替工事

三 手続が開始される土地

1 収用の手続が開始される土地

石川郡平田村大字西山字草場、字煙石及び字北田並びに大字下蓬田字空釜地内

2 使用の手続が開始される土地

石川郡平田村大字西山字草場、字煙石及び字北田地内

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

石川郡平田村役場

(土木総務領域用地グループ)

福島県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所平成二十年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番一 地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番一 地先まで	変更前 変更後	一一・〇 六五・五	一〇一・〇
		変更後	一一・五 六五・五	一〇一・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画

グループ及び福島県いわき建設事務所で平成二十年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道日立 いわき線	いわき市後田町源道平 八二番一地先から 同 市後田町源道平 六二番二地先まで	変更前 変更後	一八・〇 二四・〇	七〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁六二五番一 地先から 同 郡同 町松坂字博士沢丁六二五番一 地先まで	平成二〇年 二月八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成二十年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道日立いわき線	いわき市後田町源道平八二番一地先から 同 市後田町源道平六二番二地先まで	平成二〇年 二月八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第九十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年一月二十九日次のとおり指定した。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
福島県猟友会 田村市大越町栗出 平成二〇年二月一日から平成 住所地に同じ
小野支部 支 字作内五五 二四年九月三〇日まで
部長 佐藤 利一

(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月二十五日
- 二 名称
NPO法人実践まちづくり
- 三 代表者の氏名
箱崎 亮三
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区国見町三丁目四十番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民の参画と協働による市民主体のまちづくりを実現するため、まち

づくりに関わる知識や手法の普及啓発、その活動に関する相談や研修、調査研究や政策提言、情報の提供、「人と人」「人と組織」「組織と組織」の交流促進などの事業を大学の研究者や地域リーダーを中心に推進し、行政、市民、企業が参画・協働しそれぞれ責任を果たす市民社会の実現に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月三十日

- 二 名称
特定非営利活動法人白河ふるさと回帰支援センター
- 三 代表者の氏名
三森 繁

- 四 主たる事務所の所在地
福島県白河市本町二番地

- 五 定款に記載された目的

この法人は、福島県南地域に都会から田舎暮らしをするために移住してきた人々、または移住しようとする人々が、田舎暮らしをするための計画や準備をすることを支援し、さらには移住してきた人々が田舎暮らしを満喫し、地域に定着するために活動すること。さらには、都会から移住してきた人々と県南地域の人々とが交流し、ともに学術、文化、芸術、経済が発展し活性化するための活動をするを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第七十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ハッピー	伊達市保原	株式会社	東京都港区	平成一九年	居宅介護	身体障害者

保原 ヘルパ ーステ ーション	町字赤橋三 六一	社ジャ パンケ アサー ビス福 島	六本木六一 一〇一一	一二月三二 日	重度訪問 介護	知的障害者 障害児 精神障害者
クリス タル介 護セン ター福 島	福島市中町 四―二〇	株式会 社クリ スタル ―二〇―七 ンター	同 都中野 区弥生町五	同	同	同
クリス タル介 護セン ター郡 山	郡山市菜根 三―二二―	同	同	平成二〇年 一月三十一日	同	身体障害者 知的障害者 障害児

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第七十三号

犬抑留所管理等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。
平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 犬抑留所管理等業務 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 4 履行場所
 - 県北地区犬抑留所(福島県福島市渡利字高畑八十八番三号)
 - 県中地区犬抑留所(福島県郡山市日和田町八丁目字堰山三十五番十号)
 - 県南地区犬抑留所(福島県白河市双石形見坂一番百号)
 - 会津地区犬抑留所(福島県会津若松市大戸町大字雨屋字余松丁千七百六番地)

六番地)

相双地区犬抑留所(福島県南相馬市原町区下洪佐字湊百五十五番二号)

- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書及び二の2に掲げる資格を有することを証明する書面を次に掲げる場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県保健福祉部健康衛生領域食品安全グループ

電話〇二四―五二一―七二四五

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。
- 2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十年三月二十四日午後一時三十分 福島県自治会館七階七〇二会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月十九日午後五時三十分までに必着のこと。）

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納入しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

七 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効果が生じる。

八 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（健康衛生領域食品安全グループ）

公告第七十四号

福島県営住宅管理システムネットワーク機器の調達、設置等を行う業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 福島県営住宅管理システムネットワーク機器の調達、設置等業務委託 一式
- 2 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期限 平成二十年三月二十四日（月）
- 4 納入場所 福島県庁西庁舎四階建築領域内 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県自治会館七階県北地区県営住宅管理室 福島県福島市中町八番二号

福島県郡山合同庁舎一階県中地区県営住宅管理室 福島県郡山市麓山一丁目一番一号
福島県会津若松合同庁舎一階会津地区県営住宅管理室 福島県会津若松市追手町七番五号

福島県いわき合同庁舎四階いわき地区県営住宅管理室 福島県いわき市平字梅本十五番地

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であつて、かつ、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成十九年三月三十日付け十八財第六千三百四十二号総務部長依命通達）第二条第一項、第三条第一項から第三項まで及び第六条に規定する参加資格制限を受けていないものであること。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- 4 この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと類似する業務について、相当の実績があり、かつ確実に履行できる者であること。
 - 5 一年間の無償保証が可能 な機器を調達することができる者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- なお、平成二十年二月十五日（金）午後五時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられないので、注意すること。
- 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県土木部土木総務領域総務予算グループ
電話〇二四―五二一―七四五五
- 四 入札関係書類の配布場所、提出場所等
- 1 入札関係書類の配布場所及び提出場所並びに契約条項を示す場所並びに問い合わせ先 三に掲げる場所と同じ。ただし、郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙百枚が入る程度の大きさで、二百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成二十年二月十五日（金）午後五時までに、三に掲げる場所まで請求すること。
- なお、入札説明書等については、福島県土木部建築領域のウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/>）からダウンロードして入手することができる。
- 2 入札及び開札の日時及び場所
日時 平成二十年二月二十二日（金）午後一時三十分
場所 福島県庁本庁舎一階土木部入札室
- 五 入札保証金及び契約保証金
- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納入しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - 2 契約保証金 落札者は、契約金額に百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- 六 入札者に要求される事項
- この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 七 入札の無効
- 二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 八 その他
- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（土木総務領域総務予算グループ）

公告第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 馬場 有

双葉郡浪江町大字権現堂字下続町二五番地一

同 大須賀義幸

郡双葉町大字郡山字台二八番地

同 村井 佳人

郡同 町大字下羽鳥字北沖二二九番地

（農村整備領域農村計画グループ）

公告第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

大熊町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 山本 幸一

双葉郡大熊町大字熊字旭台二八五番地

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県病院局

☎ 0246-24111

平成20年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成20年2月8日

福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎

- 1 試験を実施する職種
理学療法士
作業療法士
- 2 試験期日
平成20年3月3日(月)
- 3 受験申込受付期間
平成20年2月8日(金)から同月25日(月)まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局管理グループ(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)
(管理グループ)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十年一月二十九日次のとおり指定した。

平成二十年二月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

施設の名 称	施設の所在地
社会福祉法人安積福祉会特別養護老人ホームしらさわ有寿園	本宮市和田字戸ノ内一五八番地三
社会福祉法人雄峰福祉会特別養護老人ホーム信夫の里	福島市仁井田字下川原一七番地
社会福祉法人多宝会まちなか宝生園	福島市本町四番一三三号